

申立書

令和 年 月 日

高槻市長 様

所有者 住所

氏名

印 (※)

※自署もしくは押印

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住用に供するものに相違ありません。

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合は、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

記

1. 家屋の表示

所在地 _____

家屋番号 _____

2. 家屋の住居表示

3. 入居予定年月日

令和 年 月 日

入居（予定）日が申請日から起算して 14日間を超える場合は、その理由を疎明する書類を提出してください。

4. 現在の家屋の処分方法

いずれかに 印をするとともに、必要書類を添付して提出してください。

- 現住家屋を売却する場合 —— (媒介契約書・売買契約書等)
- 現住家屋を賃貸する場合 —— (賃貸借契約書・媒介契約書等)
- 現住家屋が、借家、借間、
社宅、寄宿舍、寮等の場合 —— (賃貸契約書・家主の証明書等)
- 現住家屋に親族が住む場合 —— (同居親族からの申立書等)
- 抵当権設定を急ぐ場合等 —— (金銭消費貸借契約書等)
- その他 ()

5. 入居が登記の後になる理由 (具体的に書いてください)